

税額変更申告書

.....年.....月.....日

(宛先) 茅ヶ崎市長 / 茅ヶ崎市福祉事務所長

下記のとおり、申告します

児童	氏名		生年月日		利用施設	
	フリガナ.....	年.....月.....日		(.....歳クラス)	
	フリガナ.....	年.....月.....日		(.....歳クラス)	
	フリガナ.....	年.....月.....日		(.....歳クラス)	
保護者	氏名		生年月日		続柄	電話番号
	フリガナ.....	年.....月.....日			
	住所	〒.....				
変更内容	税に関する申告を行った場合		申告書の種類	所得税の確定申告・市県民税申告書・(.....)		
			提出日年.....月.....日		
	上記の場合以外で税額変更通知書が届いた場合		変更の理由	所得の変更・控除の変更・(.....)		
			通知日年.....月.....日		

- 保育料の算定について

本申告書を提出した日の属する年度内に限り、遡って保育料の再算定を行います。変更までに数ヶ月の期間を要する場合があります。変更後の市町村民税額が同一階層区分内の場合は保育料の変更はありません。
- 変更後の保育料について

保育料に変更があった場合は別途通知を致します。保育料変更によって遡って納めすぎとなった分の保育料は翌月以降の保育料に充てます。翌月以降の保育料に充てることが出来ない場合は返金となり、返金先の口座情報を求める場合があります。

※ただし、入所施設に直接保育料を納めている方（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、認定こども園）は保育料の返金・支払い方法について施設へ直接ご確認ください。
- 副食費について

再算定をした結果、副食費が免除に変更となる場合は副食費免除のお知らせを通知します。又、副食費免除が対象外に変更となる場合には副食費免除取消のお知らせを通知します。変更がない場合は通知しませんので、ご承知おきください。
- 父母以外の税額変更申告が必要な場合について

ひとり親で市民税所得割額が課税されていない場合又は父母共に市民税所得割額が課税されていない場合は、同居している祖父母の税額変更申告も必要となります。